

令和4年度最高裁判所総合評価審査委員会（第3回） 議事概要

開催日及び場所	令和5年2月8日（水） 最高裁判所、明海大学、工学院大学、明治学院大学
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授）
委員からの意見・質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

議事1 令和3年度下半期工事等の発注状況について（報告事項）

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

設計変更による随意契約が多いことについて、工事内容の変更や追加などのやむを得ない事情によるものであることは承知しているが、抑制していく努力は必要である。また、今期の入札参加者数の平均が2者ということについて、見方によれば1者入札の案件が多いということでもあり、適切な契約の観点から、今後も改善する方向で検討されたい。

【事務局】

入札参加者の僅少については入札監視委員会でも話題になっており、解決するよう対応していきたいと考えている。

なお、令和4年度上半期については改善傾向にあることを報告する予定である。

【委員】

当初発注ではある程度の変更を見込んで契約することになるのか。

【事務局】

必要な条件を踏まえた上で設計を行っており、当初発注から設計変更ありきで進めることはないが、工事着手後に条件が変わることでやむを得ず行うことはある。ただし、設計変更を行うことは、発注者と受注者双方にとってそれなりに負担が生じるため、事前調査等を綿密に行うなどして、極力抑えるよう努めている。

【委員】

設計変更を行う際の目安や基準はあるのか。

【事務局】

設計図書と異なる事情が発生すれば設計変更を行うことになるが、変更金額が当初契約金額の3割を超えると、当初発注とは異なる案件と捉え、原則として新たな契約手続きをとることになる。従って、この3割という数値が一つの目安となる。また、設計図書と異なる事情が判明した場合、設計変更を抑えるというスタンスは保ちつつも、発注者の責務において、契約上の適切な対応として設計変更を行わざるを得ない実状もある。

【委員】

改修工事が多いことも、設計変更増加の要因の一つと理解した。

【委員】

随意契約の実状がよく理解できた。一方で、工事材料の不足が入札参加者の動向に影響しているとのことだが、令和4年度については状況の変化が見られるのか。

【事務局】

令和4年度は入札参加者数が増えており、改善傾向にあるものと思われる。

議事2 令和5年度における競争参加資格の設定について

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

法令の改正に伴う変更や用語の変更については、しかるべき根拠に基づくものであり、問題はないものとする。ただし、円滑な発注のために上位等級企業の参加を認めると、そこに発注が集中してしまい、本来の等級にある企業が実績を積む機会を奪うことにもなりかねない。建設業界は小規模になるほど企業数が多くなるピラミッド構造になっており、先ほどの説明にあった入札参加者の僅少や、コロナ禍という社会情勢を踏まえると、中小企業の保護育成という観点から、受注機会の公平性について危惧するものである。

【事務局】

これまでの緩和措置では下位等級の企業が受注する機会が少なくなり、中小企業の保護育成の観点からも相当ではないことから、今回は、上位等級の企業が参加できる範囲を狭める方向に改訂するものである。今までは、新型コロナウイルスの感染状況に対応した緩和措置であったが、最近の状況を踏まえて、少しずつ本来の姿に戻していくべきものと考えての対応である。

【委員】

了解した。

【委員】

上位等級企業の参加を絞ることは、反対に参加者数の減少につながることもある。令和3年度下半期の入札参加者の平均が2者というのは、緩和措置による上位等級企業の参加による結果であったのか、それとも、実状として上位等級企業の参加はなく、本来の設定範囲にある企業のみ参加での結果であったのか説明されたい。

【事務局】

令和3年度の入札状況では、本来C等級やD等級が上限である案件に対して、上位等級の企業が参加することは少なかったことから、今回の改訂については大きな影響があるとは考えていない。今後、この改訂による入札参加者数の推移を注視していき、状況に応じて必要な対応をとることになる。

【委員】

了解した。

議事3 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO）の評価項目の設定について

大手町合同庁舎第3号館改修工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

アスベスト含有成型板は全て除去するのではなく、間仕切と取り合う部分のみを除去する

という理解でよいか。

【事務局】

ご理解のとおりである。成型板は損傷しない限りアスベストが飛散することはないため、全てを除去するのではなく、防火区画の変更に伴う最小限の除去工事としている。

【委員】

成型板を部分的に除去する際に、アスベスト飛散の可能性はないという理解でよいか。

【事務局】

除去する際にはある程度破断することになるため、飛散の可能性を踏まえ、負圧養生によるアスベスト飛散防止対策を予定している。

【委員】

外壁側の鉄骨梁についても、フランジ下部の成型板を除去するという理解でよいか。

【事務局】

ご理解のとおりである。ただし、サッシ枠やカーテンボックスとの取り付け部分については、事前に検討を行い、より慎重に除去するものと考えている。

【委員】

ビニル床タイルのアスベスト含有について確認しているのか。

【事務局】

庁舎の竣工年代からすると含有の可能性のあるものと思われるが、竣工後に幾度かの改修工事が実施されていることから、本工事を進める上で対象となる範囲について分析調査を検討することになる。

【委員】

技術提案として求める評価項目については問題ないとする。ただし、施工計画として求める評価項目について、申請者ごとに重視するポイントが異なり、幅広い分野からの提案が出されることも予想されるため、評価が難しくなるのではないかと懸念している。

【事務局】

施工計画において期待する提案として、第一候補案では、工事範囲を限定することなく、工程管理全般についての提案が出されるものと考えている。第二候補案では、資機材の搬入ルートとして、外部足場の設置や工事用エレベーターの設置を条件明示しており、これらをヒントとすることで有効な提案が出されるものと考えている。

【委員】

了解した。

【委員】

敷地への進入ルートは、首都高側の都道だけでなく皇居側からも可能ではないかと懸念している。

【事務局】

歩行者は可能であるが、車両は通行できないことになっている。

【委員】

都道は交通量が多いことから、ここを搬入ルートとして捉えた場合、提案内容によって評価に差が出てくるものとする。

その他意見がなければ本評価項目について問題ないものとする。

議事4 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO)の評価項目の設定について
最高裁庁舎電気設備改修工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

有効と評価された提案を実行したものの、万が一、停電等の不具合が生じた場合、責任の所在についてどう判断することになるのか。提案を有効と判断した発注者の責任となるのか、それとも提案は仮設計画の一環として施工者において実施することになるため、あくまでも実施した施工者の責任となるのか、その判断について説明されたい。

【事務局】

本案件で求める提案は、停電計画に関する技術的所見であることから、申請者からは安全性について十分配慮された提案が出されるものと想定される。一方で、評価する側も、安全性についてより高い視点から判断することになり、このような過程を経て有効とされた提案が実施された場合、何らかの不具合が生じる可能性は低いものとする。しかし、仮に何らかの不具合が生じた場合は、それが提案に起因するものなのか、それとも他に起因するものなのかを綿密に調査した上で責任の所在を明確にし、必要な対応をとることになる。発生した事案ごとに、それぞれ責任の所在を慎重に判断していくものとする。

【委員】

了解した。

【委員】

提案の方向性として問題はないと考えるが、停電計画については裁判所・電力会社・近隣施設の三者に大きく関係することから、その点を中心に説明されたい。

【事務局】

電力会社と停電日時を調整した上で、機器の更新スケジュールを定めることになるが、スケジュールに沿った更新ができなかった場合、電力会社や近隣施設への影響は相当大きなものと想定される。そのため、事前調査・停電範囲の確認・停電作業の手順等についての技術的所見を求め、綿密な施工計画の作成と確実な施工の実施を進めたいと考えている。

【委員】

機器の調整とかではなく、機器の更新を確実に実施するための提案を求めるということでよいか。

【事務局】

ご理解のとおりである。

【委員】

それであれば、仮に停電等の不具合が生じた場合でも、綿密な施工計画に基づく作業を実施していた上での事象ということで、対外的な説明が可能と考える。

【委員】

更新作業として必要な停電時間はどの程度を想定しているのか。

【事務局】

機器の更新について、1工程あたりの作業時間を施工者と協議し、執務に影響のない範囲で調整することになる。

【委員】

停電が一週間以上に及ぶことはないと考えてよいか。

【事務局】

ご理解のとおりである。

【委員】

近隣施設において受変電設備の改修等を行う場合、最高裁が協力したような事例はあるのか。

【事務局】

自家用電気工作物の点検業務として、年に一回は近隣のいずれかの施設で停電を伴う作業が実施されており、随時調整しながら対応している状況にある。

【委員】

既に近隣施設との間で、停電に関する意思疎通が図られているものと理解した。その他意見がなければ本評価項目について問題ないものとする。

議事5 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO）の評価項目の設定について
大阪高地簡裁庁舎電気設備改修工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

複数の工程に分けて機器の更新を進める計画となっているが、仮に発注者の計画とは異なる手順に基づく提案が出された場合、どのような判断になるのか。

【事務局】

施工日数や工事費への影響を考慮し、設計条件が変わらないことを前提として有効の可否を判断することになる。

【委員】

了解した。その他意見がなければ本評価項目について問題ないものと判断する。

議事6 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO）の評価項目の設定について
大阪高地簡裁庁舎機械設備改修工事

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

本工事と電気設備改修工事とは同じ工期で計画されており、いずれも大規模な機器の搬入が行われることになるが、それぞれの案件で提示された提案が類似した内容であった場合、評価する順番の違いで有効性の判定に差が出てくることはないか。

【事務局】

工期内に他の工事が発注される場合は、入札説明書の中で示すことになる。その上で、仮に類似した提案が出された場合、工事間の調整の可否を考慮した上で、あくまでも個々の案件ごとに有効の可否を判断することになる。

【委員】

実際にそのような提案が出された場合は、その状況に応じて適切に対応するものと理解した。

【委員】

電気の受注者と機械の受注者が同じルートで資材の搬出入を計画することも想定されるが、その際には双方で調整しつつ対応することになるのか。

【事務局】

ご理解のとおりである。

【委員】

電気設備工事では搬出入用の仮設足場を計画しているが、機械設備工事でも仮設足場を設置する予定はあるのか。

【事務局】

エレベーターと大型クレーンによる搬出入を考えており、仮設足場の設置は予定していない。

【委員】

了解した。その他意見がなければ本評価項目について問題ないものとする。

(議事終了)